

別表第十一号の三(第51条の10の3関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認められた場合は、それによることができる。)

長 辺	開設特定免許等不要局数届出書		
			年 月 日 (何)総合通信局長 殿(注1)
	届出者(注2)郵便番号 住 所		
	氏名(法人に あつては、そ の名称及び代 表者の氏名) (氏名を自筆 で記入したと きは、押印を 省略できる。)		⑩
下記のとおり、電波法第103条の2第12項の規定により 年 月 日現在の開設特定免許等不要局数を届け出ます。			
記			
1 無線局の区分 2 周波数 3 無線局の有する機能 4 開設特定免許等不要局数			

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 代理人による届出の場合は、届出を行う特定免許等不要局を開設した者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。